



## Tax watch update – Issue 10

2009 年 10 月

はじめに.....	2
個人所得税 (PIT) .....	2
法人所得税 .....	2
国際税務 .....	3
付加価値税 .....	4
税関 .....	4
その他 .....	5



## はじめに

Tax watch update の過去号と同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 個人所得税(PIT)

### 90 日滞在ルールは海洋船舶で働く乗組員にも適用されるのか？

税務局の 2009 年 9 月 18 日付け Official Letter 13230/BTC-TCT は、海洋船舶で働く乗組員には 90 日滞在ルールが適用されないことを確認しています。そのため、1 暦年のうち 183 日間未満または連続する 12 ヶ月以内にわたり船舶上で過ごす限り、非居住者扱いとなります。

## 法人所得税

### 利益の海外送金に関する補足 Circular 草案

財務省は利益の海外送金に関する Circular 124/2004/TT-BTC を修正する Circular 草案の策定を進めています。この新たな規則では、税務の予備申告と納付手続きの完了とともに、ベトナムを源泉とする利益の半期ベースでの海外送金を認めています。また、個人所得税申告・納付手続きの順守を前提とした、個人投資家による利益の海外送金に関する追加的なガイダンスをも規定しています。

### Circular 130 に関する追加的な施行ガイダンス

税務局は法人所得税と関連した種々の事項を巡る規定草案を財務省に提出し、その承認を仰ぎました。その要点を以下に記しました。

#### 給与基金の 17%に相当する引当金

損金算入可能な引当金の上限は、年度内に実際に支払われた年間給与基金の 17%です(法人所得税の年次申告期限までに確認する必要あり)。

#### 損金算入不能な減価償却費

乗用車(9 席未満)の 16 億ドンを超す取得原価と関連する減価償却費は損金算入を認められません。また、付加価値税は原価に含まれません。

## 失業保険基金の拠出金を対象とした損金算入

企業側の拠出金を対象とした損金算入は、強制拠出金額を上限とします。

## 法人所得税の課税年度が暦年とは異なる企業である場合の法人所得税

課税年度が暦年とは異なる事業体は、2008年の各月に28%、2009年の各月に25%の法人所得税を納付します。

## 土地使用権譲渡の法人所得税

法人所得税法 Law No. 14/2008/QH12とそのガイダンス規則の適用対象となるのは、2009年内に実際に売却した住宅と実際に譲渡した土地使用権のみです。

## 法人所得税の優遇措置

Decree 24/2007/ND-CPに規定された法人所得税の優遇措置を以前受けられなかった企業は、Decree 124/2008/ND-CPに規定された適格要件を満たしていた場合であっても、残存期間についても法人所得税の優遇措置を受けられません。

なお、これらの規定の正式発行時に最新情報を提供いたします。

## 未実現為替差損益の取り扱い

財務省は2009年9月10日にCircular 177/2009/TT-BTCを発行し、外貨建て債務の為替差損益を対象とした課税所得の決定に関する追加的なガイドラインを公表しました。

Circular 177によると、会計年度末の外貨建て債務の再評価から生じた未実現利益は課税対象となり、同じく未実現損失は損金算入を認められます。未実現損失が経営成績の赤字につながる可能性がある場合、納税者は年内に期日の到来する債務と関連した損失部分のみを損金算入可能費用として認識する選択肢を与えられます。この場合、未実現損失の残額を翌期以降に繰り越すことができます。

このCircularは署名日の45日後より発効し、2009会計年度に適用されます。

## 企業再編に起因する外国投資企業の所有権譲渡を対象とした法人所得税の取り扱い

通常、資本の移転は資本譲渡税の課税対象となります。しかしながら、税務局の2009年9月9日付けOfficial Letter 3678によると、譲渡益を認識しない場合、企業再編目的の所有権譲渡は課税対象外となります。

## 国際税務

### 外国銀行支店を対象とした二重課税防止協定の条項適用

税務局の2009年8月18日付けOfficial Letter 3373/TCT-HTQTは、親会社である外国銀行とその支店は契約の締結にあたって別個の契約当事者とみなされることを確認しています。そのため、親会社である外国銀行がそのベトナム支店との契約の交渉、締結、履行過程において恒久的施設を設置しない場合、関係する二重課税防止協定に基づく税金免除措置は引き続き有効となります。

また、Official Letter 3373では、関係する二重課税防止協定に基づく税金還付手続きに関するガイダンスをも提供しています。



## 付加価値税

### 外国人従業員の家賃に付随する仮払 VAT の控除可能性

税務局の 2009 年 9 月 14 日付け Official Letter 3720/TCT-CS によると、自社で雇用する外国人従業員の家賃に仮払 VAT が発生する企業は、この仮払 VAT の還付を申請できません。

しかしながら、以下の諸条件を満たしている場合、ベトナム子会社は外国人従業員の家賃にかかる仮払 VAT を控除できると上記 Official Letter 3720 は付記しています。

- ▶ 外国人従業員が親会社によって雇用されている場合。
- ▶ 親会社が従業員の給与を支給する場合。
- ▶ 子会社が従業員のベトナム滞在期間家賃を負担すると出向契約に明記している場合。

### 銀行は外貨売却時に VAT インボイスを発行へ

税務局の 2009 年 9 月 4 日付け Official Letter 3589/TCT-CS は、外貨売却時に銀行は VAT インボイスを発行すると規定した、付加価値税規則で定める要件を再確認しています。

### 輸出加工企業への提供役務にかかる 0%付加価値税率の適用例外

税務局の 2009 年 9 月 10 日付け Official Letter 3686/TCT-CS は、2009 年 4 月 8 日付け Official Letter 1276/TCT-CS で定める原則を再確認しています。それによると、2007 年 5 月～2008 年 12 月末に適用される付加価値税規則に基づき、輸出加工企業に提供され、かつ輸出加工企業内で消費された役務だけが 0%の付加価値税率を適用されます。とりわけ、輸出加工企業外で消費され、0%付加価値税率の適用対象外となる役務には以下が含まれます。

- ▶ 住宅、土地、会議施設、ホテル、倉庫の賃貸
- ▶ 従業員宿舍の建設
- ▶ 従業員輸送業

Official Letter 1276 によると、輸出加工企業への役務提供に際し、誤って 0%の付加価値税率を適用した場合、これを修正する必要があります。ただし、税金の延納には処分を課されません。

## 税関

### 優遇輸入関税一覧に記載された物品を対象とした新たな優遇税率

財務省は 2009 年 9 月 14 日に Circular 179/2009/TT-BTC と Circular 180/2009/TT-BTC を公表し、優遇輸入関税一覧に記載された物品を対象とした新たな優遇関税を導入しました。これには石油製品、点火製品、プラスチック製品が含まれます。

石油製品の場合、新たな関税率は 2009 年 9 月 21 日以降に提出した税関申告に適用されます。



### ハイテク企業の追加的な評価基準を定めた Decree 草案

科学技術省はこのほど、ハイテクに関する Law No. 21/2008/QH-11 (ハイテク法) の追加的なガイダンスを規定した意見聴取用の Decree 草案を配布しました。ちなみに、ハイテク法は 2008 年 11 月 13 日に国会を通過し、2009 年 7 月 1 日より施行されています。それによると、既にハイテク技術の要件を満たしている企業は、5 年間が経過してから定期的な再評価を受ける必要があります。

ハイテク法では現在、ハイテク企業とみなされるためには以下の基準を満たす必要があると定めています。

- ▶ ハイテク法で定めるハイテク製品一覧に記載された製品を製造している、または役務を提供していること。
- ▶ ハイテク研究開発費の平均水準が 3 年連続で年間売上高の 1% 以上であること。また、4 年目以降は 1% を超過していること。
- ▶ ハイテク製品の平均売上高が 3 年連続で年間売上高の 60% 以上であること。また、4 年目以降は 70% 以上であること。
- ▶ 研究開発活動に直接関与する大卒の従業員数が総従業員数の 5% 以上であること。
- ▶ ベトナムの環境基準を順守し、エネルギーを経済的かつ効果的に利用し、該当する場合にはベトナムまたは国際機関の ISO 基準を満たしていること。

Decree 草案は、ハイテク製品の製造プロジェクト向けの詳細な評価基準をも規定しています。この Decree は正式発行の暁に、ハイテク団地に関する規則を規定した 2003 年 8 月 28 日付け政府 Decree 99/2003/ND-CP に取って代わります。

### 科学技術組織の設立・登録に関するガイダンスを規定した Circular 草案

科学技術省は研究開発に従事し科学技術関連役務を提供する組織の設立・登録に関する詳細な基準、手続き、様式を定めた Circular 草案を配布しました。

この Circular は正式発行の暁に、科学技術省の 2005 年 8 月 24 日付け Circular 10/2005TT-BKHCN に取って代わります。

### ベトナム証券の海外上場と上場先の変更に関する Circular 草案

国家証券委員会はベトナム証券の海外上場と海外上場ベトナム証券の国内上場への鞍替えに関する詳細な手続きを規定した Circular 草案を公表しました。規則草案では、こうした上場に適用される詳細な報告要件についても規定しています。

### 銀行による文書の法定保管期間に関する新たな Circular

ベトナム中央銀行の 2009 年 9 月 7 日付け Circular 20 によると、銀行業界における文書の法定保管期間はその性質により、次の 3 区分に分類されます。(i) 10 年未満の一時的保管、(ii) 10~30 年未満の長期保管、(iii) 30 年以上の恒久的保管。

この Circular は署名日の 45 日後より発効しました。

### 商業銀行の設立・運営に関する Circular 草案

ベトナム中央銀行は政府発行の 2009 年 7 月 16 日付け Decree 59/2009/NDP-CP のガイダンスとなる Circular の草案を作成中です。この Circular の適用対象は、Circular 03/2007/TT-NHNN で網羅されていない分野の株式銀行と 100% 外国投資銀行です。

この公式 Circular が発行された暁には、Decision 1122/2001/QD-NHNN、Decision 20/2008/QD-NHNN、および Decision 1087/2001/QD-NHNN が廃止されます。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

**ナム・グエン** パートナー  
[Nam.Nguyen@vn.ey.com](mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com)

**フーン・ヴー** パートナー  
[Huong.Vu@vn.ey.com](mailto:Huong.Vu@vn.ey.com)

**カルロ・ナバロ** パートナー  
[Carlo.Navarro@vn.ey.com](mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com)

**ジェフ・シー** シニア・マネージャー  
[Jeff.Sea@vn.ey.com](mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com)

**ニャン・フイン** シニア・マネージャー  
[Nhan.Huynh@vn.ey.com](mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com)

**セーラ・ジャップ** シニア・マネージャー  
[Sarah.Jubb@vn.ey.com](mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com)

**タイン・チュン・グエン** シニア・マネージャー  
[Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com](mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com)

**チャン・ファム** シニア・マネージャー  
[Trang.Pham@vn.ey.com](mailto:Trang.Pham@vn.ey.com)

**テー・ジャー・トラン** シニア・マネージャー  
[The.Gia.Tran@vn.ey.com](mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com)

## 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)